

平成24年度 第1回「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」

と き 平成25年2月13日(水)13:30～

ところ 山陽小野田市役所本館3階 第2委員会室

会 議 次 第

- 1 委嘱状交付
- 2 健康福祉部長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長・副会長選出
- 5 会長あいさつ
- 6 議 事
 - (1) 市内の障がい者の現状
 - (2) 第2期計画の実績と第3期計画の進捗状況について
 - (3) 障がい者を取り巻く環境の変化
 - (4) 平成24年度主な事業の実施状況
 - (5) 今後の重点事業及び課題

平成24年度

「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」

と き 平成25年2月13日（水）13：30～

ところ 山陽小野田市役所本館3階 第2委員会室

目 次

市内の障がい者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2期計画の実績と第3期計画の進捗状況について・・・・・・・・	5
障がい者を取り巻く環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・・	20
平成24年度主な事業の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・	22
今後の重点事業及び課題・・・・・・・・・・・・・・・・	24

【1】市内の障がい者の現状

1 障がい者手帳所持者の状況

各年度とも4月の数値で、平成22年度までの人口比はH17国勢調査による市人口(66,261人)で、平成23年度以降の人口比はH22国勢調査による市人口(64,550人)で算出しています。

(1) 身体障がい者の状況

① 「身体障害者手帳」所持者数

(各年度4月)

年 度	19	20	21	22	23	24
所持者数(人)	2,556	2,601	2,678	2,769	2,768	2,784
市人口比(%)	3.86	3.93	4.04	4.18	4.29	4.31

② 年齢別「身体障害者手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

年 齢	19	20	21	22	23	24
～5歳	6	7	9	10	11	8
6歳～17歳	30	34	36	31	41	37
18歳～59歳	542	528	515	472	498	471
60歳～64歳	228	214	242	274	269	284
65歳～	1,750	1,818	1,876	1,982	1,949	1,984
合 計	2,556	2,601	2,678	2,769	2,768	2,784

③ 等級別「身体障害者手帳」所持者数

(平成24年4月)(人)

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
人数	836	414	607	647	138	142	2,784

(2) 知的障がい者の状況

① 年齢別・程度別「療育手帳」所持者数

(各年度4月) (人)

年 齢	程度	19	20	21	22	23	24
18歳未満	A	27	30	19	23	30	18
	B	41	49	43	61	73	74
	計	68	79	62	84	103	92
18歳以上	A	158	159	172	173	155	145
	B	169	170	178	192	169	171
	計	327	329	350	365	324	316
合 計	A	187	189	191	196	185	163
	B	208	219	221	253	242	245
	計	395	408	412	449	427	408
市人口比 (%)		0.60	0.62	0.62	0.68	0.66	0.63

(3) 精神障がい者の状況

① 年齢別・等級別「精神障害者保健福祉手帳」所持者数

(各年度4月) (人)

年 齢	等級	18	19	20	21	22	23	24
18歳未満	1級	0	0	1	1	1	1	0
	2級	1	0	0	0	0	0	1
	3級	0	0	1	1	1	2	5
	計	1	0	2	2	2	3	6
18歳以上	1級	138	99	100	98	94	89	95
	2級	87	70	76	82	97	108	112
	3級	25	22	34	39	35	40	38
	計	250	191	210	219	226	237	245
合 計	1級	138	99	101	99	95	90	95
	2級	88	70	76	82	97	108	113
	3級	25	22	35	40	36	42	43
	計	251	191	212	221	228	240	251
市人口比 (%)		0.38	0.29	0.32	0.33	0.34	0.37	0.39

② 精神障がい者の医療状況

(各年度4月) (人)

区 分	14	17	20	21	22	23	24
市の精神通院 受給者数	236	443	510	555	605	694	741

2 「障害程度区分」審査判定の状況

「障害程度区分」は、区分6が重度で、区分1にいくほど軽度となり、日常生活上支援が必要ない場合は非該当となります。介護給付のサービスを利用する際には、「障害程度区分」の判定が必要となります。(同行援護を除く。)

判定方法は、まず聞き取りにより認定調査の一次判定結果及び特記事項を作成します。これに医師意見書を加えて、「障害者自立支援認定審査会」に提出し、1合議体につき5名の委員により、3年以内の期間を定めて区分を認定します。

在宅では軽度の区分の障がい者が多く、施設入所では重度の区分の障がい者が多くなっています。

< 「障害程度区分」の認定状況 >

(平成24年11月) (人)

区 分		非該当	1	2	3	4	5	6	合計
身 体	在宅者	0	5	10	13	4	6	4	42
	施設入所者	0	0	2	3	6	5	18	34
知 的	在宅者	0	13	23	24	29	9	4	102
	施設入所者	0	1	7	4	11	6	25	54
精 神	在宅者	0	5	13	9	0	0	0	27
	施設入所者	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	在宅者	0	23	46	46	33	15	8	171
	施設入所者	0	1	9	7	17	11	43	88
割 合	在宅者	0%	13.4%	26.9%	26.9%	19.3%	8.8%	4.7%	100%
	施設入所者	0%	1.1%	10.2%	8.0%	19.3%	12.5%	48.9%	100%

3 障がい者の雇用状況

障がい者の雇用状況について、平成20年度以前は旧小野田公共職業安定所管内（山陽小野田市、美祢市、楠町）の数値、平成21年度以降は公共職業安定所の統合により、宇部公共職業安定所管内の数値です。

平成17年に「障害者雇用促進法」が整備され、管内の雇用率は毎年少しずつ伸びており、平成21年度以降は「障害者法定雇用率」の1.8%を上回っています。ただし、平成25年4月から「障害者法定雇用率」が2.0%へ引き上げとなり、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

なお、公共職業安定所での求職や相談のほか、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所や「障害者就業・生活支援センター」などの支援を得て、一般就労に結びつくケースもあります。

公共職業安定所調（各年度6月）

年度	企業数 (箇所)	障がい者数 (人)	管内雇用率 (%)	県雇用率 (%)	国雇用率 (%)
15	33	94.0	1.44	1.92	1.48
16	34	98.0	1.47	2.11	1.46
17	34	97.0	1.58	2.08	1.49
18	33	113.5	1.67	2.08	1.52
19	34	124.5	1.78	2.17	1.55
20	35	107.5	1.75	2.22	1.59
21	130	482.0	1.82	2.22	1.63
22	124	489.0	1.90	2.28	1.68
23	135	544.5	1.89	2.24	1.65
24	141	551.5	1.88	2.28	1.69

※障がい者数は、次に掲げる者の合計。

平成5年～平成17年 身体障がい者（重度身体障がい者はダブルカウント）、
知的障がい者（重度知的障がい者はダブルカウント）、重度身体障がい者又は
「重度知的障害者」である短時間労働者

平成18年～ 平成17年までの対象者に精神障がい者（精神障がい者
である短時間労働者は0.5でカウント）を加えた数

【2】 第2期計画の実績と第3期計画の進捗状況について

第2期計画における平成23年度の実績及び第3期計画の目標計画見込量について、平成24年度前半の進捗状況を分析・評価し、必要な見直しを図ります。

1 「障害福祉サービス」等の実績と進捗状況

(1) 「障害福祉サービス」

① 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅で訪問による介護や、通院等へ同行などの支援を受けるサービスです。

○ 居宅介護

居宅において、入浴、排泄、食事の介護や家事など生活全般にわたる支援を行います。

<年間利用時間>

※ () は実利用人数

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	6,960 (29人)	7,920 (33人)	8,880 (37人)		5,577 (39人)	5,863 (41人)	6,006 (42人)
実績	4,529 (23人)	4,151 (26人)	4,509 (36人)	3,784 (39人)			

○ 重度訪問介護

常に介護を必要とする重度の肢体不自由者に、居宅において、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援や見守りなどを総合的に行います。

<年間利用時間>

※ () は実利用人数

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	1,460 (1人)	2,920 (2人)	4,380 (3人)		1,280 (1人)	1,280 (1人)	1,280 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)			

○ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時においてその障がい者等に同行し、必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際に必要な支援を行います。

<年間利用時間>

※ () は実利用人数

年度	23	24 (11月末)	24	25	26
計画			640 (8人)	720 (9人)	800 (10人)
実績	185 (4人)	395 (7人)			

○ 行動援護

知的障がい者又は精神障がい者に、買い物や通院などで行動する際の危険を回避するために必要な支援を行います。

<年間利用時間>

※ () は実利用人数

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	208 (1人)	416 (2人)	832 (4人)		360 (1人)	360 (1人)	360 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)			

○ 「重度障害者等包括支援」

常時介護を必要とし、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護その他の「障害福祉サービス」を包括的に提供します。

現在のところ利用はありません。

<年間利用時間>

※ () は実利用人数

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)		4,380 (1人)	4,380 (1人)	4,380 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)			

② 日中活動系サービス

新体系に移行した施設でのサービスは、日中活動系サービスと居住系サービスに分かれています。

○ 生活介護

常に介護を必要とする方に、日中に入浴、食事、排泄等の介助を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。実際の利用者の中には、施設に入所して常時利用している方と、通所により月に数日利用する在宅の方がいます。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	8,100 (45人)	11,880 (66人)	21,648 (82人)		24,200 (110人)	24,860 (113人)	25,960 (118人)
実績	9,586 (42人)	12,517 (61人)	16,951 (90人)	18,663 (121人)			

○ 自立訓練(機能訓練)

地域で生活する上で、身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、施設への通所や在宅への訪問により、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	8,100 (45人)	11,880 (66人)	16,560 (92人)		264 (1人)	264 (1人)	264 (1人)
実績	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)			

○ 自立訓練(生活訓練)

知的障がい者又は精神障がい者に、入浴や排泄、食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行います。このサービスの利用期間は原則として2年間までとなっていますが、実利用人数が増加しています。

<年間利用日数>

※ () は実利用人数

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	1,056 (4人)	2,640 (10人)	4,224 (16人)		1,800 (10人)	1,080 (6人)	720 (4人)
実績	509 (4人)	971 (7人)	1,652 (11人)	1,252 (13人)			

○ 就労移行支援

一般企業への就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動や職場体験等の活動の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場への定着他の目に必要な相談等を行います。新体系へ移行した施設での利用が進み、計画に沿って実利用人数が伸びています。

<年間利用日数>

※ () は実利用人数

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	2,052 (9人)	3,192 (14人)	4,104 (18人)		6,800 (34人)	6,200 (31人)	4,400 (22人)
実績	2,389 (13人)	2,261 (12人)	3,047 (31人)	5,444 (41人)			

○ 就労継続支援(A型)

一般企業等での雇用が困難な障がい者に、雇用契約等により生産活動その他の活動の機会の提供等就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。新体系へ移行した施設や新たに開設した施設での利用が進み、実績が計画を上回っています。

<年間利用日数>

※ () は実利用人数

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	900 (5人)	1,260 (7人)	1,980 (11人)		3,150 (14人)	4,050 (18人)	4,725 (21人)
実績	742 (3人)	1,607 (9人)	2,605 (12人)	1,840 (11人)			

○ 就労継続支援(B型)

就労移行支援等を利用したが一般企業等への雇用が難しい障がい者や、一定年齢に達している障がい者等に生産活動にかかる知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

<年間利用日数>

※ () は実利用人数

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	5,304 (26人)	6,528 (32人)	19,380 (95人)		24,960 (104人)	29,520 (123人)	34,560 (144人)
実績	4,816 (26人)	6,373 (37人)	8,884 (50人)	14,699 (121人)			

○ 療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。

<年間実利用人数>

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	1	1	6		1	2	4
実績	1	1	1	5			

○ 児童デイサービス

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。

<年間利用日数> ※ () は実利用人数

年度	21	22	23
計画	90 (6人)	105 (7人)	120 (8人)
実績	72 (6人)	201 (15人)	1,515 (29人)

○ 短期入所

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排泄・食事の介護等を行います。

<年間利用日数>

※ () は実利用人数

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	1,050 (21人)	1,100 (22人)	1,150 (23人)		880 (11人)	960 (12人)	1,040 (13人)
実績	1,111 (11人)	849 (10人)	627 (22人)	335 (20人)			

③ 居住系サービス

居住系サービスは、夜間や休日に生活の場を提供するサービスであり、日中活動系サービスと組み合わせて利用されます。

○ 共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)

知的障がい者や精神障がい者が夜間や休日に共同生活を行う住居で、グループホームは相談や日常生活上の援助等を行い、ケアホームはそれに加えて入浴・排泄・食事の介護等を行います。

<年間実利用人数>

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	28	38	52		50	57	66
実績	27	40	50	46			

○ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日に入浴・排泄・食事の介護等を行います。

<年間実利用人数>

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	37	58	89		78	79	81
実績	42	48	55	81			

(2) 相談支援

① 計画相談支援

「障害福祉サービス」又は地域相談支援を利用するすべての障がい者等に、相談支援事業者が、「障害福祉サービス」の支給決定前又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定又は変更後にサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。また、その後も厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行います。

<年間実利用人数>

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	5	7	12		21	40	61
実績	3	5	7	23			

※平成23年度までの計画及び実績の数値は、従前の指定相談支援のもの。

② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、相談支援事業者が、住居の確保、その他地域移行支援のための活動に関する相談、地域移行のための「障害福祉サービス」事業所等への同行支援等を行います。

<年間実利用人数>

年度	24 (11月末)	24	25	26
計画		2	2	2
実績	4			

③ 地域定着支援

居宅で単身で生活する障がい者又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

<年間実利用人数>

年度	24 (11月末)	24	25	26
計画		2	2	2
実績	3			

(3) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

障がい者等、障がい者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、「障害福祉サービス」や他の必要とするサービスの利用調整などを行うとともに、障がい者虐待の防止や早期発見のために関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した生活を営むことができるようにすることを目的としています。

○ 相談支援事業所

市では、3障がいそれぞれの特性に応じた相談に応じられるよう、宇部市と共同で3か所の相談支援事業所に委託しています。

- ・「宇部市障害者生活支援センター・ぴあ南風」
- ・総合相談支援センター・ぷりずむ
- ・生活支援センター・ふなき

<年間相談件数>

※()は実利用人数

年 度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	—	—	—		2,110 (90人)	2,000 (85人)	1,790 (80人)
実績	1,724 (73人)	2,114 (91人)	2,154 (90人)	1,058 (62人)			

<相談件数の施設別内訳> ※（ ）は実利用人数

年 度	21	22	23	24 (11月末)
ぴ あ	109	185	180	104
ぷりずむ	1,079	736	510	430
ふなき	536	1,193	1,464	524
計	1,724	2,114	2,154	1,058

上記のほか、「心身障害児簡易通園施設なるみ園」では障がい児の療育の他に発達相談室スマイルにおいて療育相談を実施しており、「心身障害者福祉作業所のぞみ園」においても相談支援を実施しており、市内で相談を受けられる体制づくりを強化しています。

<相談件数の施設別内訳> ※（ ）は実利用人数

年 度	21	22	23	24 (11月末)
なるみ園	—	195 (127人)	485 (164人)	305 (102人)
のぞみ園	—	—	98 (58人)	269 (54人)
計	—	—	583 (222人)	574 (156人)

② コミュニケーション支援事業

意思疎通を図るために支援が必要な聴覚・言語障がい者等に、手話通訳又は要約筆記等の方法により意思疎通を図る手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

<年間の手話奉仕員等の派遣回数>

※（ ）は実利用人数

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	21 (7人)	24 (8人)	30 (10人)		26 (10人)	29 (11人)	32 (12人)
実績	26 (7人)	20 (7人)	35 (9人)	29 (6人)			

③ 日常生活用具等給付事業

重度障がい者の在宅での安心した生活を支援するため、日常生活用具等の給付を行います。

<年間の給付件数>

※（ ）は実利用人数

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	910 (110人)	1,000 (120人)	1,100 (130人)		1,141 (141人)	1,172 (145人)	1,203 (150人)
実績	778 (110人)	942 (135人)	1,128 (143人)	1,166 (129人)			

※平成21年度以降、ストーマ・紙おむつは1か月の支給を1件として算出。

④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

平成23年度は実利用人数が計画を上回っていますが、視覚障がい者の移動支援の利用は今後同行援護に移行する見込みです。

<事業所数、年間の利用時間>

※（ ）は実利用人数

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	6か所 1,032時間 (6人)	6か所 1,204時間 (7人)	7か所 1,548時間 (9人)		8か所 420時間 (7人)	8か所 480時間 (8人)	8か所 540時間 (9人)
実績	5か所 903時間 (6人)	8か所 951時間 (7人)	9か所 999時間 (11人)	9か所 573時間 (6人)			

⑤ 地域活動支援センター

就業が困難な在宅の障がい者に、創作的活動又は生産活動の機会を提供したり、機能訓練や社会適応訓練、相談支援などを行います。市内3か所の地域活動支援センターのうち、2か所が就労継続支援（B型）の事業所に移行しました。

<年間実利用人数>

年 度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
地域活動支援センター	86	86	87	16	8	9	10
工房おれんじ	41	43	45	—	—	—	—
あさレインボー	30	27	26	—	—	—	—
かに工房	15	16	16	16	8	9	10
「心身障害者福祉作業所のぞみ園」	19	18	19	19	19	19	19

⑥ 訪問入浴サービス事業

障がい者のいる家庭に移動入浴車で訪問し、入浴サービスを行うことにより、障がい者の清潔と健康を保つことを目的としています

<年間利用回数>

※（ ）は実利用人数

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	160 (4人)	200 (5人)	180 (5人)		50 (1人)	50 (1人)	50 (1人)
実績	84 (2人)	0 (0人)	0 (0人)	0 (0人)			

⑦ 日中一時支援事業

施設や学校の空き教室等を利用して、障がい者等の日中における活動の場を確保し、社会に適応するための日常的な訓練を行うことにより、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。近年は利用者が増え、実績が計画を上回っています。

<事業所数、年間利用回数>

※ () は実利用人数

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	— 1,600回 (40人)	— 1,640回 (41人)	— 1,680回 (42人)	/	24か所 2,650回 (56人)	24か所 2,700回 (57人)	24か所 2,750回 (58人)
実績	17か所 1,857回 (44人)	23か所 2,649回 (64人)	25か所 2,300回 (61人)	25か所 1,414回 (54人)	/	/	/

⑧ 社会参加促進事業

○ ふれ合い運動会の開催

市内の障がい者や高齢者が参加し、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、相互の交流とふれあいを助長することを目的とし、平成23年度においても社会福祉協議会と共同で実施しました。

○ 点字・声の広報等発行事業

市内のボランティアグループによる広報紙の朗読活動を支援しています。点字による広報や広報の朗読テープは、ボランティアグループから直接届けられたり、市を通じて郵送されたりしています。

○ 奉仕員養成研修事業

市内の手話奉仕員、要約筆記奉仕員等についての養成研修を隔年で実施してきました。平成23年度は、手話奉仕員養成研修事業を実施しました。

<手話奉仕員登録者数>

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	20	20	30	/	30	30	40
実績	21	21	35	37	/	/	/

<要約筆記奉仕員登録者人数>

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	20	30	30		30	40	40
実績	20	30	19	19			

⑨ 自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がい者又は知的障がい者が自動車運転免許を取得する場合の経費や、重度の肢体不自由障がい者が自動車を改造する場合に、費用の一部を助成します。

<年間助成件数>

※ () は実利用人数

年度	21	22	23	24 (11月末)	24	25	26
計画	5 (5人)	5 (5人)	1 (1人)		5 (5人)	5 (5人)	5 (5人)
実績	3 (3人)	5 (5人)	4 (4人)	7 (7人)			

2 「障害福祉サービス」等の数値目標の進捗状況

計画の重点目標である「入所から地域生活への移行の推進」と「施設から一般就労への移行の推進」について、第1期計画で施設が新体系への移行を終了する平成23年度を目標年度として、数値目標を設定しました。

① 施設入所者の地域生活への移行

平成17年10月の施設入所者のうち、平成23年度までに入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行した人数の実績です。(国基準：平成17年10月の全入所者の10%以上)

移行者数は、計画を上回って伸びています。

<人数>

年度	18	19	20	21	22	23	24 (11月末)	26 (目標値)
地域生活 移行者数	3	2	1	2	10	0	0	9人

※平成17年10月の全入所者数：89人

② 施設から一般就労への移行

平成17年10月の全施設利用者のうち、平成23年度末までに施設退所し、一般就労する人数の実績です。(国基準：第1期計画時点の4倍(又は全施設利用者数の2%)以上)

現在は、目標値の半分である4人の一般就労への移行がありました。

<人数>

※第1期計画時点(平成17年度)：2人

年度	18	19	20	21	22	23	24 (11月末)	26 (目標値)
一般就労 移行者数	1	1	0	0	1	1	5	8人 (又は4人)

【3】 障がい者を取り巻く環境の変化

1 平成24年度における制度改正

(1) 「障害者自立支援法」・児童福祉法の改正(平成24年4月1日施行分) ※別紙1

①利用者負担の見直し

- ・ 応能負担を原則とする旨を「障害者自立支援法」に明記
 (「障害者自立支援法」第28条3号)
- ・ 障がい福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

②相談支援の充実

- ・ 相談支援体制の強化(地域移行支援・地域定着支援の個別給付化など)
- ・ 支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大

③障がい児支援の強化

- ・ 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設など

④地域における自立した生活のための支援の充実

- ・ 成年後見制度利用支援事業の必須事業化
- ・ 事業者の業務管理体制の整備など

⑤障がい福祉サービス等の報酬改定

- ・ 平成24年4月から平均2.0%の増額改定

(2) 「障害者虐待防止法」の施行(平成24年10月1日) ※別紙2

- ・ 「山陽小野田市障害者虐待防止センター」設置
- ・ 障がい者虐待防止についての啓発・広報

(3) 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」

(「障害者優先調達推進法」) ※別紙3

- ・ 障がい者就労施設、在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体(以下障がい者就労施設等)という。)の受注の機会を確保し、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図ることにより、障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資する。

2 今後の制度改正及び方針

(1) 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立(平成24年6月27日成立) ※別紙4

①平成25年4月1日施行分

- ・「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(「障害者総合支援法」)」とする。 ※別紙5
- ・基本理念を規定する。
- ・障がい者の範囲に「難病等」を加える。
- ・障がい者に対する支援(別紙8のうち、5.④) ※別紙8
- ・サービス基盤の計画的整備 ※別紙9

②平成26年4月1日施行分

- ・「障害程度区分」を、必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」に変更する。 ※別紙6
- ・重度訪問介護の対象を拡大すること。
- ・障がい者に対する支援(別紙8の5.①～③) ※別紙7・別紙8

③検討規定

- ・障がい者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として検討する。

(2) 障がい者の法定雇用率が引き上げられること

平成25年4月1日から障がい者の雇用の促進等に関する法律において、法定雇用率が引き上げとなり、また、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が従業員56人以上から50人以上に変更となる。

【4】平成24年度主な事業の実施状況

1 「障害福祉サービス」の充実

- 山陽小野田市自立支援協議会「定例会」の開催
毎月第2木曜日13時半から 市役所会議室
- 障がい福祉情報の提供
障がい福祉に関する情報やサービスについて、制度の周知や利用促進を図る。
 - ◆「障がい福祉のしおり」の発行：障がい福祉に関する情報やサービス掲載した冊子を作成し、障がい者手帳交付時に配布・説明し、手続きを行っている。また、本庁、山陽総合事務所その他各支所のほか、市民病院、図書館にも設置。
 - ◆市広報に障がい福祉に関する情報やサービスについて、定期的（4月、7月、10月、11月）及び随時に掲載。
 - ◆小野田神原苑研修講師派遣
- 山口県福祉医療費助成制度の一部自己負担金について市単独助成の継続
平成21年7月から山口県が導入した重度心身障がい者医療の一部自己負担金制度（1月1レセプト当たり通院500円、入院2,000円）について、利用者の医療機関の受診控えや健康維持への影響を懸念し、自己負担分を市が単独助成。平成24年度も継続実施するとともに、県へ一部自己負担金制度の撤回を要望。

2 就労・自立・社会参加の促進

- 福祉タクシー券増加の継続
障がい者の日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を目的とした福祉タクシー利用助成事業の充実のため、平成21年10月から1人当たり12枚増加。今年度も継続して実施。
 - ◆福祉タクシー券：1人1冊60枚
(人工透析のための通院者には通院回数により年間5冊まで追加交付あり)
- 障がい者スポーツの推進
障がいの有無に係わらず、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむことができるよう地域の障がい者スポーツの支援を行う。
 - ◆第12回キラリンピックへの出場支援
 - ◆「障害者自立支援法」の特別対策事業である山口県オストメイト対応トイ

レ設備整備事業により、青年の家にオストメイト対応トイレ設備を整備。
(平成25年3月完成予定)

○ふれジョブ定例会参加

宇部ふれジョブの会・報告会に参加し、山陽小野田市の障がい児がふれジョブに取り組めるよう支援する。

3 安心して暮らせる地域づくり

○「障害者虐待防止センター」の設置

障がい者虐待についての未然防止や早期発見、迅速な対応を行い、適切な支援を行う。

◆平成24年10月1日から

○「障害者週間」の啓発（「障害者週間」：12月3日から12月9日まで）

障がいや障がい者への正しい理解と認識の普及を図るため、市役所ロビーに、障がい者の作品を展示。

◆展示期間 12月10日から12月14日まで

参加事業所 みつば園、まつば園、のぞみ園、工房おれんじ、
あさレインボー、かに工房

○精神保健福祉講座の継続実施

根強く残る精神障がいに対する社会的偏見を除去するため、精神疾患等に関する正しい知識の普及を図ることを目的として実施。

平成24年度は、地域で生活している障がい者が気軽に集えるフリースペースのような場をつくっていくことを目標に、障がい者の住みよい地域づくりに関心のある方を対象として実施。

◆開催日 平成25年3月に2回コースとし、市民館で実施する。

第1回目 3月6日（水）講義：傾聴のポイントについて

第2回目 3月12日（水）講義：こころの病を持つ人の理解と対応に
ついて

活動紹介

○公共施設のバリアフリー整備

地域公益事業により、まつば園作業棟のトイレ改修を実施

4 多様な障がいへの支援

○宇部総合支援学校の進路相談会参加

3年生について、6月に進路相談会に、3月までに進路確認会に参加し、卒業後の進路について支援、手続きを行う。

○厚狭地域特別支援教育専門家チーム連絡協議会出席

厚狭地域（宇部・小野田圏域）の幼稚園・保育園・小・中・高等学校等で対応に苦慮している特別支援教育の事例について、解決の糸口を探り、医療・福祉・心理・行政・教育等のそれぞれの立場から助言を行い、問題解決に向けた協議を行う。

【5】 今後の重点事業及び課題

○山陽小野田市自立支援協議会「定例会」の開催継続

毎月第2木曜日13時半から 市役所会議室

○障がい福祉情報の提供

障がい福祉に関する情報やサービスについて、制度の周知や利用促進を図る。

◆「障がい福祉のしおり」の発行：障がい福祉に関する情報やサービス掲載した冊子を作成し、障がい者手帳交付時に配布・説明し、手続きを行っている。また、本庁、山陽総合事務所その他各支所のほか、市民病院、図書館にも設置。

◆市広報に障がい福祉に関する情報やサービスについて、定期的（4月、7月、10月、11月）及び随時に掲載。

○山口県福祉医療費助成制度の一部自己負担金について市単独助成の継続及び撤廃の要望

平成21年7月から山口県が導入した重度心身障がい者医療の一部自己負担金制度（1月1レセプト当たり通院500円、入院2,000円）について、利用者の医療機関の受診控えや健康維持への影響を懸念し、自己負担分を市が単独助成。平成24年度も継続実施するとともに、県へ一部自己負担金制度の撤回を要望。

○福祉タクシー券増加の継続

障がい者の日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を目的とした福祉タクシー利用助成事業の充実のため、平成21年10月から1人当たり12枚増加。今年度も継続して実施。

◆福祉タクシー券：1人1冊60枚

(人工透析のための通院者には通院回数により年間5冊まで追加交付あり)

○「山陽小野田市障害者虐待防止センター」

障がい者虐待についての未然防止や早期発見、迅速な対応を行い、適切な支援を行う。また、障がい者虐待防止についての啓発・広報を行う。

○精神保健福祉講座の継続実施

根深く残る精神障がいに対する社会的偏見を除去するため、精神疾患等に関する正しい知識の普及を図ることを目的として実施。

○障がい者就労支援施設等からの物品等の調達への推進

「国等による障害者就労施設等からの物品の調達への推進等に関する法律」(「障害者優先調達推進法」)に基づき、障がい者就労施設等の受注機会の拡大を図るための措置を講じる。

【関係例規】

○山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）

平成17年3月22日

山陽小野田市条例第30号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関の設置については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 本市の執行機関の附属機関（次条において「附属機関」という。）として、別表に掲げるものを置く。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	山陽小野田市障害福祉計画検討委員会	山陽小野田市の障害福祉計画について、検討すること。

○山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則

平成18年7月27日

山陽小野田市規則第41号

（趣旨）

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市障害福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（委員）

第2条 委員会の委員は、18人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 障害福祉に係る団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢障害課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年8月14日規則第35号)

この規則は、平成21年10月10日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第18号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

- 利用者負担について、**心能負担を原則に**
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勧案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられないようにする。）

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日
（平成23年10月1日）から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- その他(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成24年4月1日)から施行

平成22年11月12日 牧義夫衆議院厚生労働委員長が障害者自立支援法等の改正法案を提出
平成22年12月 3日 改正法が成立

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布)

目的

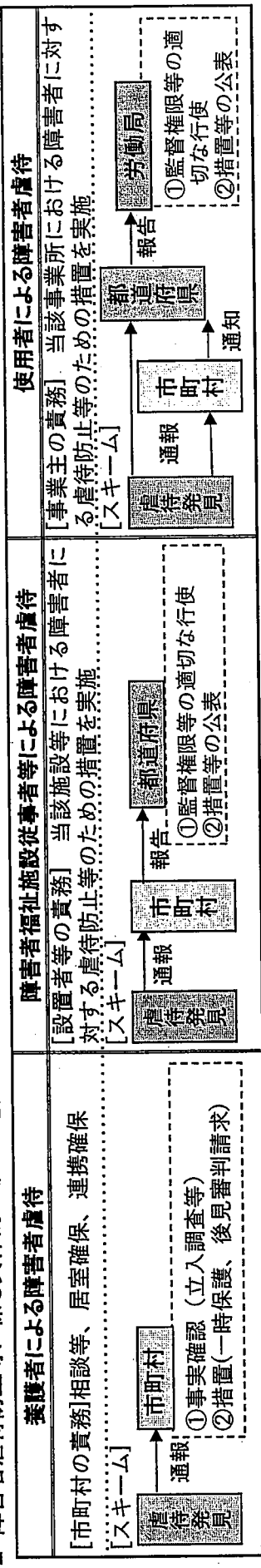
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害児には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害児にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

1. 目的 (第1条)

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体 (以下「障害者就労施設等」という。) の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進 (第3条～第9条)

＜国・独立行政法人等＞

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表 (厚生労働大臣)

調達方針の策定・公表 (各省各庁の長等)

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

＜地方公共団体・地方独立行政法人＞

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等 (第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供 (第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他 (附則第1条～附則第3条)

(1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
 - ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入
- (3) 税制上の措置
国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)とす。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える。)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討決定(障害者施策を段階的に講ずるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

題名・目的・理念

- 改正障害者基本法を踏まえ、法の目的規定を改正し、基本理念を創設することにより、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

【平成25年4月1日施行】

目的の改正

- 「自立」の代わりに、新たに、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記。
○ 障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的に行うこととする。

基本理念の創設

23年7月に成立した改正障害者基本法で、目的や基本原則として盛り込まれた、

- ① 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念
- ② 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
- ③ 可能な限りその身近な場所において必要な(中略)支援を受けられること
- ④ 社会参加の機会の確保
- ⑤ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥ 社会的障壁の除去

といった重要な考え方を新法の理念としても規定することとしたもの。

題名

「障害者自立支援法」
↓
「障害者総合支援法(※)」

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者の範囲の見直し

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。

【平成25年4月1日施行】

- ⇒ 難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障害がある方々に対して、障害福祉サービスを提供できるようになる。
- ⇒ これまで補助金事業として一部の市町村での実施であったが、全市町村において提供可能になる。
- ⇒ 受けられるサービスが、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付だけでなく、新法に定める障害福祉サービスに広がる。

《現状》

- ★ 障害者自立支援法における支援の対象者は、以下のとおり。
 - ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
 - ・知的障害者福祉法にいう知的障害者
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者を含み、知的障害者を除く。)
- ★ 身体障害者の定義 永続し、かつ一定以上の障害があるものを対象
身体障害者の範囲 身体障害者福祉法別表に限定列举
⇒症状が変動しやすいなどにより難病患者等が障害福祉サービスの支援の対象外となる場合がある。
- ★ 難病患者等居宅生活支援事業(ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付)
事業を実施する市町村に対し、国が費用の一部を補助(平成24年度予算:2億円、健康局予算事業)
難治性疾患克服研究事業の対象である130疾患と関節リウマチの患者を対象

◎ 対象となる者の範囲については、政令で定めることとしており、厚生科学審議会難病対策委員会での議論等を踏まえ、施行(平成25年4月1日)に向けて検討する。

「障害支援区分への名称・定義の改正」

別紙6

- 「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」とする。
【平成26年4月1日施行】

改正内容① 《「障害支援区分」への変更》

- ★ 「障害の程度（重さ）」ではなく、標準的な支援の必要の度合を示す区分であることが分かりにくい。

⇒ 名称変更

改正内容② 《知的障害・精神障害の特徴の反映》

- ★ 知的障害・精神障害については、コンピューターによる一次判定で低く判定される傾向があり、専門家の審査会による二次判定で引き上げられている割合が高く、その特性を反映できないのではないか。

（平成22年10月から23年9月までの状況を調査した結果、二次判定において、身体障害者：20.3%、知的障害者：43.6%、精神障害者：46.2%が一次判定より高く評価された。）

⇒ 政府は、障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。（附則第2条）

改正内容③ 《今後の給付》

- ★ ①障害児・者の社会的状況（介護者、居住の状況等）を考慮すべきとの指摘や、
②総合福祉部会で提言された協議調整方式、支援ガイドラインについてどう考えるかとの課題もある。

⇒ 「政府は、この法律の施行後3年を目途として、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。」（附則第3条1項）

障害者に対する支援（①重度訪問介護の対象拡大）

重度訪問介護の対象者を、「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」とする。 【平成26年4月1日施行】

➡ 厚生労働省令において、現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害者・精神障害者に対象拡大する予定

別紙7

（参考）現行の制度内容

	【重度訪問介護】	【行動援護】
（対象者）	・重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者(区分4以上)	・知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するもの(区分3以上)
（サービス内容）	・身体介護、家事援助、見守り、外出時の介護を総合的に提供 ・長時間の利用を想定	・行動する際に生じ得る危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護を提供 ・8時間までの利用を想定
（報酬単価）	・1,403単位 (7.5時間以上8時間未満)	・2,487単位 (7.5時間以上)
（介助者資格）	・20時間の養成研修を修了	・知的障害、精神障害の直接処遇経験2年以上又は直接処遇経験1年以上 + 20時間の養成研修を修了
（研修内容）	・介護技術、医療的ケア、コミュニケーション技術など	・障害特性理解、予防的対応、制御的対応、危険回避技術習得等

障害者に対する支援（②共同生活介護の共同生活援助への一元化）

（ケアホーム） （グループホーム）

共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護(ケアホーム)を共同生活援助(グループホーム)に統合。 【平成26年4月1日施行】

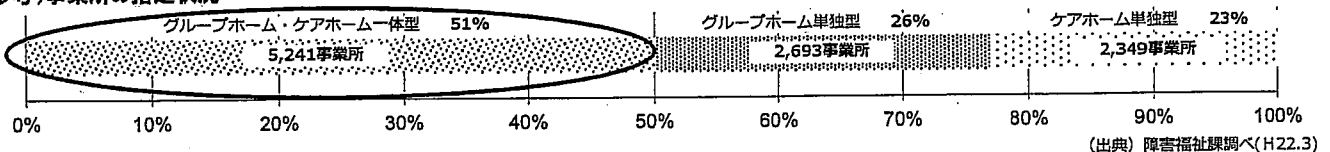
➡ 障害者の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進。

《背景》

- ★ 今後、障害者の高齢化・重度化が進むことを背景として、介護が必要な障害者のグループホームの新規入居や、グループホーム入居後に介護が必要となるケースが増加することが見込まれる。
- ★ 現行、介護が必要な人と必要のない人を一緒に受け入れる場合、グループホーム、ケアホームの2つの種類の事業所指定が必要。
- ★ 現にグループホーム・ケアホーム一体型の事業所が半数以上。

地域における住まいの選択肢のさらなる拡大・事務手続きの簡素化等の観点からケアホームをグループホームに一元化。グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を提供。

（参考）事業所の指定状況



◎ グループホームへの一元化に併せて、次の運用上の見直しを検討

外部サービス利用規制の見直し

個々の利用者の状態像に応じて柔軟かつ効率的なサービス提供が可能となるよう、グループホームの新たな支援形態の1つとして、外部の居宅介護事業者と連携すること等により利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行うことを検討。

サテライト型住居の創設

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえ、1人で暮らしたいというニーズにも応えつつ、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、本体住居との連携を前提とした『サテライト型住居』の仕組みの創設を検討。

障害者に対する支援（③地域移行支援の対象拡大）

別紙8

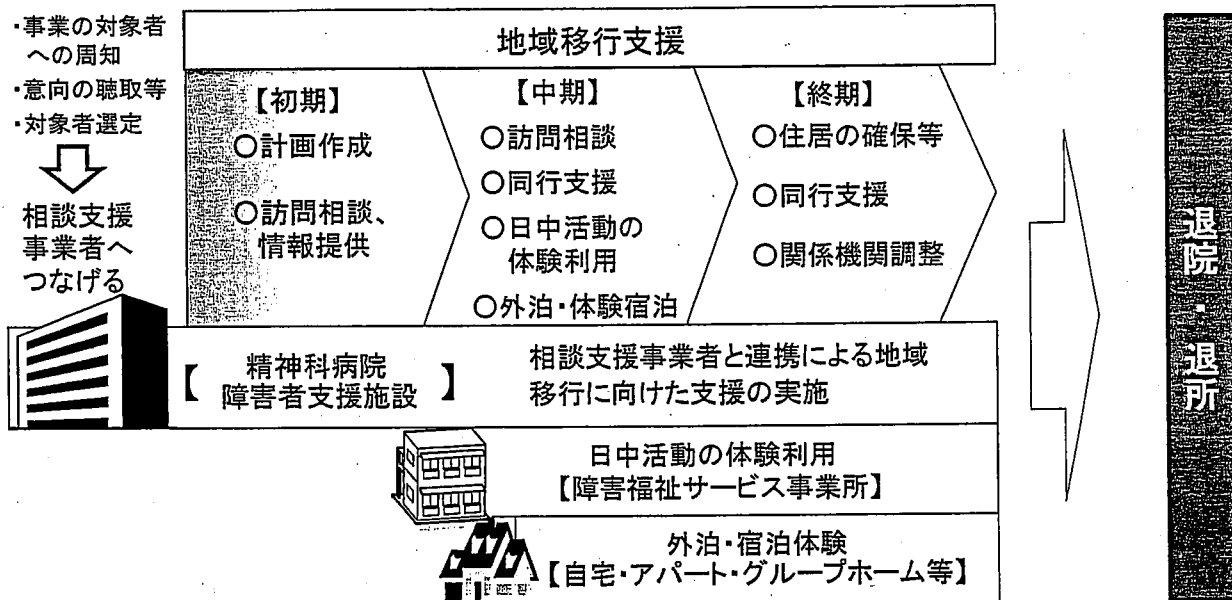
地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に加えて、**その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者**であって厚生労働省令で定めるものを追加。

【平成26年4月1日施行】

⇒ 厚生労働省令で定める対象となる者の具体的な範囲については、施行に向けて検討

※重点的な支援を行うことで地域生活に円滑に移行できることが期待される者として、**保護施設、矯正施設等を退所する障害者**などに対象拡大する予定

（参考）地域生活への移行に向けた支援の流れのイメージ



障害者に対する支援（④地域生活支援事業の追加）

市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。

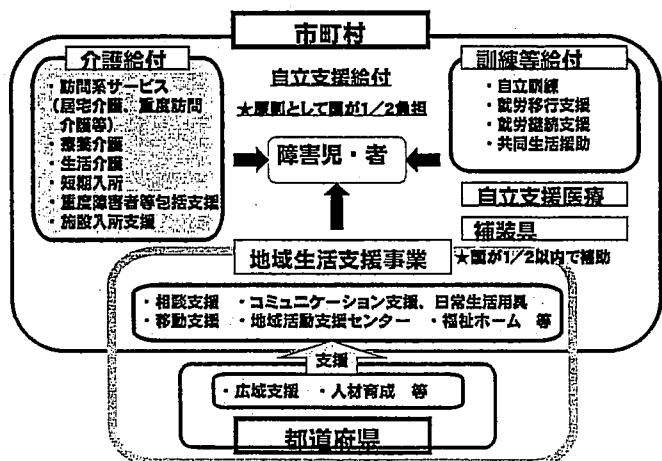
- ① 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
- ② 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ③ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- ④ 意思疎通支援を行う者の養成

また、意思疎通支援を行う者の養成又は派遣のうち、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業について、都道府県が実施する地域生活支援事業の必須事業に追加。

【平成25年4月1日施行】

⇒ 地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化

新法に基づく給付・事業



《地域生活支援事業の概要》

- ・事業の目的
 - 障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施。
- ・財源

補助金（一部交付税措置あり）

※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助

【都道府県事業】 国 1/2 以内で補助

【市町村事業】 国 1/2 以内、都道府県 1/4 以内で補助

・予算額

22年度 23年度 24年度
440億円 ⇒ 445億円 ⇒ 450億円

- 障害福祉計画に「サービスの提供体制の確保に係る目標」等を必ず定める事項に追加
 - 基本指針や障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
 - 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、ニーズ把握等を行うことを努力義務化
 - 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、
当事者や家族の参画を明確化
- 【平成25年4月1日施行】

基本指針の見直し

基本指針: 厚生労働大臣が定める、障害福祉サービス等の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

1 目標に関する事項の追加

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を、新たに定めることとする。

2 障害者等の関係者の意見の反映

基本指針の案を作成・変更する際は、障害者等及びその家族等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

3 実態を踏まえた基本指針の見直し

障害者等の生活の実態等を勘案して、必要があると認めるときは、基本指針を変更する。

障害福祉計画の見直し

市町村(都道府県)障害福祉計画: 市町村(都道府県)が基本指針に即して(広域的な見地から)定める、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画

1 障害福祉計画に定める事項の見直し

- ① 市町村・都道府県が計画に定める事項に、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を加える。
- ② 市町村・都道府県が計画に定めるよう努める事項に、医療機関、教育機関、公共職業安定所等との連携を加える。

2 実態を踏まえた障害福祉計画の作成

市町村は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境等を正確に把握・勘案して計画を作成するよう努める。

3 障害福祉計画の調査、分析及び評価の実施

市町村及び都道府県は、定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行う。

協議会の見直し

自立支援協議会: 地方公共団体が設置する、関係機関や団体、障害者等の福祉、医療、教育、雇用の従事者等により構成される協議会

1 名称の変更

自立支援協議会の名称を、地域の実情に応じて変更できるよう、協議会に改める。

2 構成員

協議会の構成員に障害者等及びその家族が含まれる旨を明記。

3 協議会の設置

地方公共団体は協議会を設置するよう努めるものとする。

配慮規定・検討規定

【配慮規定】(附則第2条)

障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、厚生労働省令で定める区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。

【検討規定】(附則第3条)

障害者等の支援に関する施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後3年を目途として、

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、
- ④ 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、
- ⑤ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、
- ⑥ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。
また、検討に当たっては、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。